

第276回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年6月26日（月）
- 2 開催年月日 令和5年8月9日（水）午後1時30分から午後2時12分まで
- 3 開催場所 岩手県庁12階 特別会議室

4 出席者

委員（10名）

佐藤由也委員、峰岸有紀委員、菊池岩男委員、高橋愛委員、佐井守委員、
柏眞喜子委員、村山定雄委員、島川良英委員、佐野賢治委員、伊藤絹子委員

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、藤原主任主査、堀越主任主査、荒木主任主査、高梨主任、山野目沿岸広域振興局水産部水産振興課長、山本宮古水産振興センター技術主幹、阿部大船渡水産振興センター所長、遠藤県北広域振興局水産部水産振興課長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田享一

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 第五種共同漁業に係る漁業権の免許について（諮問）

第2号議案 共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の認可について（諮問）

6 報告事項

令和4年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第276回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、そして暑い中、御出席をいただき、ありがとうございます。また、県の方々には、御多忙の中を出席いただきまして、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議をいただく議案でございますが、2件ございます。いずれも知事からの諮問でございますが、一つ目は、第五種共同漁業に係る漁業権の免許に関するも

の、もう一つは、漁業権の免許に併せて制定する遊漁規則の認可に関するもので、今後10年間の漁場の管理・利用に関わる重要な案件でございます。

そしてまた、その他、県の方から1件の報告も予定されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、会長には引き続き、議事進行につきまして、よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、委員の皆様全員が出席する予定でございますが、高橋愛委員が若干遅れているようでございます。しかし、委員9名出席してございますので、本日の会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、菊池岩男委員と村山定雄委員をお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案「第五種共同漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明しますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「第五種共同漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」の要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び第171条第4項の規定により、第五種共同漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関しましては、来月、9月1日の免許に向けまして、これまで漁業法等の規定に基づきまして必要な手続きを踏んできているものでございます。

最初に、これまでの審議経過等について確認させていただきますので、恐れ入りますが資料の3ページをお開き願います。掻い摘んでこれまでの経過を御説明いたしますと、昨年県では、今年度の漁業権一斉切替えに向けた作業を進めてまいりまして、今年1月に内水面漁場計画の素案を作成し、河川管理者や森林管理者等の関係機関との協議を整え、さらにパブリック・コメントによる利害関係人からの意見聴取を済ませまして、3月に内水面漁場計画の案として当委員会に諮問がなされてございます。

これを受けまして、当委員会では、3月22日開催の第274回委員会、それから4月19日開催の公聴会及び第275回委員会において審議し、県が作成した内水面漁場計画の案に対して異議のない旨を答申してございます。

その後、県では4月28日に内水面漁場計画を決定、公示し、その公示に基づき、今般、

漁業権を取得しようとする漁業協同組合から県に免許申請書が提出されましたことから、漁業法の規定に基づき免許処分するに当たって、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

(13時36分 高橋愛委員入室)

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和5年7月31日付け水振第299号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は、議案のタイトルと同じでございます。本文ですが、「漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定より、下記の者から標記漁業の免許申請がありましたので、同法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

この漁業法の規定についてでございますが、資料の4ページをお開き願います。一番最後になります。まず上段部分、第69条でございますが、第1項に「免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」ことが規定されてございます。

また、その下の第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。」ことが規定されております。この「海区漁業調整委員会」という部分でございますが、下に箱囲みで第171条を抜粋して記載しておりますが、第4項で「この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」と規定されておりますことから、これが知事からの諮問の根拠となっております。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。第五種共同漁業の免許申請者一覧でございます。公示番号内共第1号から第33号まで計33件の第五種共同漁業につきまして、中ほどの内共第13号の吉浜川を除いた32件について、県が公示した免許申請期間内に県内漁業協同組合から申請書が提出されてございます。この免許申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者が適格性を有しているかどうかを審査し、その結果について知事に答申することになります。

それでは、適格性の審査に係る漁業法の条文について御説明いたします。再度、4ページを御覧願います。中ほど、第71条でございますが、免許をしない場合として第1項で「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。

まず第1号は、「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」という規定でございますが、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。

次の第2号では、「内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とありますが、今般の申請につきましては、全て公示した内容と合致しております。

次の第3号では、「漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」となっておりますが、今般の免許申請では特に不当な集中があるとは認められません。

第4号では、「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とありますが、今般の漁業権の免許に当たっては、内水面漁場計画を作成する段階で確認・調整が図られておりますので、

問題はございません。以上のとおり、今般の申請につきましては、第71条第1項の第2号から第4号に規定されている「免許をしない場合」には該当いたしません。

それでは、先ほど、後回しにいたしました第71条第1項第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者」とはどういう場合が該当するのか、御説明いたします。

第72条になりますが、本議案の第五種共同漁業につきましては、漁業協同組合の組合員が行使する団体漁業権でございますので、第2項の規定が関係してまいります。

まず、第2項の本文でございますが、太字で下線を引いている箇所を拾い上げて読みますと、「団体漁業権について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であること」が規定されておまして、これが一つ目の適格性要件になります。

また、同項第2号では、今般の漁業権は、基本、内水面の河川に係るものでございますので、それに該当する規定部分に読み替えて整理記載しておりますが、「その組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」という規定になります。ちょっと複雑な書きぶりになってはいますが、簡単に言いますと、河川で年間30日以上水産動植物を採捕する者の大多数を組合員とする漁業協同組合に適格性があるという規定となっておりまして、これが二つ目の適格性要件となります。

それでは、今般、諮問のございました免許申請につきまして、適格性要件を満たしているかどうかを確認してまいりたいと思います。別冊横書きの資料になります。第五種共同漁業権免許申請者適格性審査資料の1ページを御開き願います。

この表は、左端から順に、申請漁協名、その漁協の組合地区、内水面漁場計画の公示番号、河川名、関係地区を記載し、その隣に、先ほど御説明いたしました漁業法第72条第2項本文の地区適合を記載しております。それぞれの漁場について、申請のございました漁業協同組合全てが関係地区の全部又は一部を漁協の組合地区に含むことが確認されておりますので、地区適合に問題はないものと判断して全て○印で記載してございます。

また、その右側には同条第2項第2号の水産動植物を採捕する者の世帯数を整理し、その適否を記載してございます。こちらも御覧のとおり、全ての申請漁協が世帯数要件である3分の2、パーセントでいいますと66.7パーセント以上であると判断されますことから、表の一番右の列、適格性要件の適否の欄も全て○印で記載してございます。

免許申請者の適格性に係る事務局からの説明は以上となります。第五種共同漁業32件の免許申請につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局の方から説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御意見、御質問等があれば、お願いをいたします。

(伊藤委員、「質問」の発声)

佐藤会長

伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

ちょっとあのお聞きしたいことがあるのですが、内共第13号の吉浜川が今回は申請なしと聞きましたが、今回が初めての申請なしなのでしょうか。ここの組合はずっと申請していないのでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思ひまして、分かればお願いいたします。

佐藤会長

この件については、太田さんの方からお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。今回、吉浜川につきましては、漁業権の方を行使しない、今回免許されないということになりますので、以降、吉浜川の漁業権は、吉浜漁協としては設定されないこととなります。

伊藤委員

その理由は分かりますでしょうか。特に何かあるのでしょうか。

太田漁業調整課長

吉浜漁協としては、漁業権を設定して管理することについて、今回から切り離すということなのですが、理由としまして、色々管理する中で漁業権設定のメリットを感じていないことから、今回から免許の申請を止めた形になっております。

伊藤委員

ありがとうございました。

佐藤会長

よろしいですか。

伊藤委員

はい。

佐藤会長

その他はございませんか。

(発言なし)

佐藤会長

他に御意見がないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「第五種共同漁業に係る漁業権の免許について」、免許申請者に適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、答申することに決定いたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の認可について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の認可について（諮問）」。「要旨、岩手県知事から、漁業法第170条第4項の規定により、共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の認可について、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、資料3ページを御覧願います。漁業法の第170条を抜粋してございます。

まず、第1項で「第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」ことが規定されております。

また、同条第4項になりますが、この認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが規定されてございまして、これが今回の知事からの諮問の根拠となります。

それでは、知事からの諮問の内容について御説明をいたします。1ページを御覧願います。令和5年7月25日付け水振第297号で、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案のタイトルと同じでございます。本文では、先ほど御確認いたしました漁業法の規定により遊漁規則の認可申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されております。

申請者の一覧につきましては、次の2ページに整理してございます。先ほどの第1号議案で申請のなかった吉浜川を除く32件の漁業権に対して、32の漁業協同組合から認可申請書が提出されてございます。

なお、遊漁規則の内容等の詳細につきましては、別冊の厚い資料になりますが、遊漁規則審査資料で整理しておりますので、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。第2号議案につきまして御説明いたしますので、引き続きまして、水色の資料の4ページを御覧ください。以降、着座にて説明させていただきます。

最初に、県が遊漁規則を認可する際の判断基準となります「第五種共同漁業権遊漁規則認可基準」について御説明いたします。漁協から申請のありました遊漁規則を、県が認可する際の判断基準として、第五種共同漁業権遊漁規則認可基準を定めているものでございます。

この認可基準は、漁業法第170条第5項に規定する「遊漁を不当に制限するものでないこと」、そして「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に

要する費用の額に比して妥当なものであること」の2点につきまして、審査する際の具体的な基準を定めたものでございます。

なお、行政手続法第5条では、行政庁は審査基準を定め、これを公にしなければならないとされているため、この認可基準は県のホームページに掲載しております。

今回の漁業権切替えに伴い申請された遊漁規則につきましては、この認可基準に照らして審査を行い、問題ないと判断しましたので、本日の委員会に諮問させていただいたところでございます。

審査の方法について、御説明いたします。まず、「遊漁を不当に制限するものでないこと」につきましては、水産庁の技術的助言において、「水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具・漁法の使用を禁ずることは不当ではない」とされているほか、「組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではない」とされています。

このため、県の認可基準におきましては、第3において、遊漁に対する不当な制限を禁止しているほか、第4において、遊漁者には、能率漁法である投網及び刺し網の使用を認めないこと、5ページに示す第9におきまして、行使規則に定める漁業区域、採捕期間、禁止区域及びキャッチ&リリース区間との間に整合性があること、という規定を定めております。

これらの規定に照らして審査しましたところ、申請のありました全ての規則において、「遊漁を不当に制限していない」と判断しました。

次に、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」につきましては、水産庁の技術的助言において、「遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、卵、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等の間接費及び遊漁承認証の発行等の費用など、遊漁者の便宜のために直接必要とする費用等も含む」などの具体例が示されています。

このため、県の認可基準におきましては、4ページに示す第6の第1項に掲げる(1)から(3)の事項を満たすものであること、さらに、同じ第6の第2項において、遊漁料の算定方法については、別途定めて通知することを規定しているところでございます。

遊漁料の審査につきまして、御説明いたします。資料6ページ「遊漁料の算定について」を御覧ください。これは、県が平成4年に制定し、今年の2月14日に最終改定を行い、県内の内水面漁業権を有する漁協あてに通知したものです。

今回、遊漁料の値上げを行う漁協におきましては、7ページに示す「遊漁料の算定方法」により算出した適正額の上限となります「基準額」を算定する必要がありますので、県が提供した「遊漁料算定シート」という計算表を利用し、「基準額」を算定していた

できました。値上げ後の遊漁料の審査は、この算定した「基準額」に収まっているかどうかが基準となります。

具体的な内容について御説明いたしますので、第2号議案別冊、「遊漁規則審査資料」1ページ「現行遊漁規則との主な変更点」につきまして御覧ください。今回認可申請のあった遊漁規則の内容と、現行遊漁規則との主な変更点を表にまとめました。表の左側から順に、今回の切替で公示した「免許番号」、「河川名」、免許を申請した「漁協名」、「遊漁についての制限の範囲」として(1)から(4)の4項目、続きまして、「遊漁料等」、「その他」、「ページ数」となっております。「ページ数」の欄に示しましたページに、現行の遊漁規則からの変更内容を見え消しで修正した資料を添付しておりますので、後ほど表と照らし合わせて御参照願います。

では、「遊漁についての制限の範囲」について、表の左から順に御説明していきます。(1)の遊漁の方法等につきましては、漁場計画の内容に合わせた魚種の削除と追加のほか、漁期の短縮や延長などが行われておりますが、いずれも行使規則との整合性が図られており、遊漁を不当に制限するものではないと判断しました。

(2)の区域につきましては、現行の禁止区域の一部変更や削除、あるいは禁止区域の新規設定などが行われておりますが、いずれも行使規則との整合性が図られており、遊漁を不当に制限するものではないと判断しております。

(3)の漁具・漁法の制限につきましては、近年の遊漁の実態を踏まえた変更としまして、例えば、「まき餌や潜水による漁法の禁止規定」を削除するとか、あるいは、漁業調整上の必要から、アユルアー、いわゆるアユイングを禁止する規定の追加などが行われておりますが、いずれも遊漁を不当に制限するものではないと判断しました。

(4)の全長制限につきましては、複数の漁協においてさくらすの全長制限を削除することとしています。その理由としましては、県漁業調整規則では、海面においては全長20センチ以下のますを周年採捕禁止としておりますが、内水面では禁止されていないこと。また、内水面においては20センチ以下のサイズでさくらすとやまめを判別するのは困難という遊漁者の声もあることから、複数の漁協でさくらすの全長制限を削除することにしたものでございます。

遊漁料については、14漁協で値上げすることとしております。遊漁料の額につきましては別冊資料4ページと5ページに単協遊漁料一覧表としてまとめてあります。値上げを予定している漁協のうち、閉伊川漁協の日券の額が基準額を上回っておりますが、これは端数切り上げによるものでありまして、許容範囲と判断いたしました。その他の13漁協につきましては、全て基準額を下回る値上げとなっているところでございます。

なお、個別具体的な変更箇所と内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資料の6ページ以降に、漁協ごとの遊漁規則の変更箇所を見え消しで記載しておりますので、個別説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

佐藤会長

ありがとうございます。ただ今、第2号議案について、県及び事務局から説明があり

ましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御質問等がないようであれば、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「共同漁業権(第五種共同漁業)の遊漁規則の認可について」、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、諮問に対して異議ない旨、答申することに決定いたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、報告事項に移ります。報告事項でございますが、「令和4年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について」、県の方から説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、報告事項につきまして、黄色の資料の1ページを御覧ください。以降、着座にて説明させていただきます。

令和4年度の漁業権非設定河川への魚類放流実績を報告させていただきます。

県では、利用実態の情報が少ない漁業権非設定の河川及び湖沼につきまして、放流状況等の水面利用の状況を把握し、適切な利用を促進するため、関係者に対して毎年調査を実施しており、今回、その調査結果を報告するものでございます。

資料の1ページの1の「釣り大会等の短期的に漁場を利用するもの」につきましては、花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合が、葛丸川へやまめの放流を計画していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策のために中止となりました。

続きまして、表2の「種苗を放流し長期に漁場を利用するもの」につきましてでございます。洋野町では、大野自然を守る会が、有家川と高家川へ6月にやまめといわなを放流しております。宮古市では、八木沢川を守り育てる会が、八木沢川へ2月にやまめを放流しました。陸前高田市では、気仙川漁業協同組合が、川原川へ10月にいわなを放流。盛岡市では、盛岡市が中津川へ5月と6月にあゆ、米内川へ5月にやまめを放流しております。花巻市では、1でありました葛丸川淡水魚愛護組合が、葛丸川へ6月にやまめを放流しております。なお、日本へら鮎釣研究会岩手地区によりますへらぶなの放流は、中止となりました。

続きまして、2ページを御覧ください。釜石市では、甲子川鮎釣協力会、釜石市及び

釜石大槌地区行政事務組合が、甲子川に5月にあゆ、6月にやまめ及びいわなを放流しております。なお、釜石市につきましては、片岸川と熊野川にも5月にやまめといわなを放流しているところがございます。

3の「前年度との比較」につきましてでございますが、釣り大会等の短期的漁場利用では、例年、花巻市の葛丸川でやまめの放流が行われておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度以降、中止が続いているところがございます。

種苗放流による長期的漁場の利用では、令和3年度は中止となりました宮古市の八木沢川での放流が再開されたとともに、陸前高田市の川原川での放流会が行われたところがございますが、日本へら鮎釣研究会岩手地区による放流が中止となったことから、令和3年度と比較しまして、市町村数及び放流河川数は少なくなっているところがございます。報告につきましては、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、報告事項について、県の方から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御質問等がないようでございます。それでは、次に「その他」に移ります。

報告事項終了

佐藤会長

その他でございますが、最初に委員の皆様方から、何か共有したい情報等がありましたらお願いしたいのですが、何かございませんか。

(発言なし)

佐藤会長

委員の皆様方からはないようでございますので、県の方からは何かございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

(佐井委員、挙手)

佐井委員

個人的なことなのですが、会議している風景を撮影して報告しなければならないので、撮影しても大丈夫ですか。

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長

水産振興課総括課長の森山です。どのような形で利用されるのか、利用目的は、

佐井委員

会議に出席したことを漁協の報告書に記載したいので、会議をしたとか、放流したとか、草刈りをしたとかというような報告に写真を付けるためです。

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長

もともと委員会は公開ですので、特に問題はないかと思えます。

佐井委員

ありがとうございます。

(会議風景を撮影)

佐藤会長

それでは、最後に事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会につきましては、緊急の案件がない限り、11月又は12月の開催を予定しております。内容でございますが、漁業法の規定に基づく漁業権の資源管理状況等の報告などを予定しております。具体的な日程等が決まりましたら、文書により御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。委員の皆様、大変、御苦勞様でございました。

終了 (午後2時12分)
